

## 2 計画の構成と期間

### (1) 計画の構成

総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画の3階層で構成します。

#### ① 基本構想

基本構想は、まちの将来像とそのめざすべき方向性を示します。

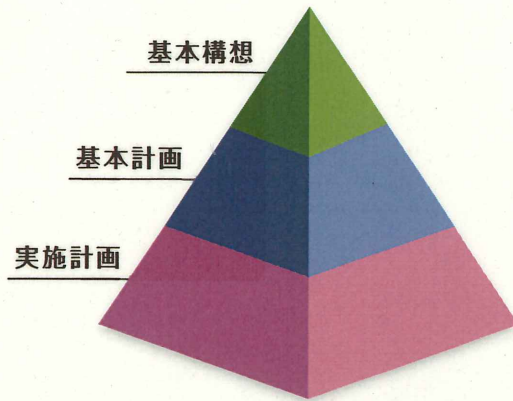
#### ② 基本計画

基本計画は、基本構想に掲げるまちの将来像の実現を図る施策と取組の内容、重点プラン、都市構造、財政計画を示します。

#### ③ 実施計画

実施計画は、基本計画で定めた取組を市で推進する具体的な事業内容を示します。

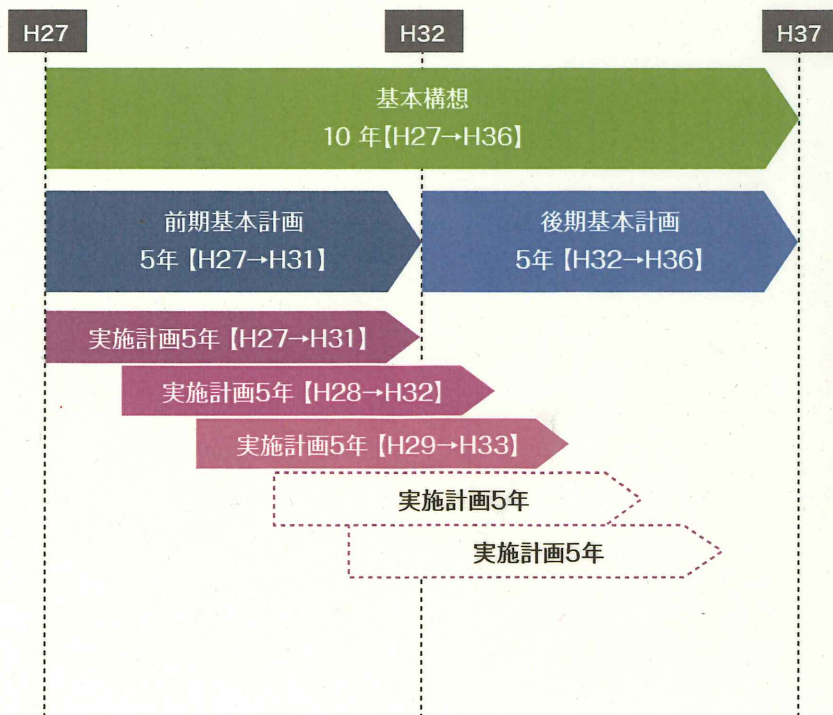
なお、実施計画は、ローリング方式で毎年改定を行うため、本計画書とは別途作成します。



### (2) 計画の期間

総合計画は、以下のとおり計画期間を設定します。

- ① 基本構想の計画期間は、10年間（平成27年度～平成36年度）
- ② 基本計画の計画期間は、5年間（前期：5年間、後期：5年間）
- ③ 実施計画の計画期間は、5年間とし、ローリング方式にて毎年改定します。



施策3 文化芸術活動を支援し歴史と伝統を継承する

第3章：みんなの“楽しい”が見つかる文化のまち

施策概要

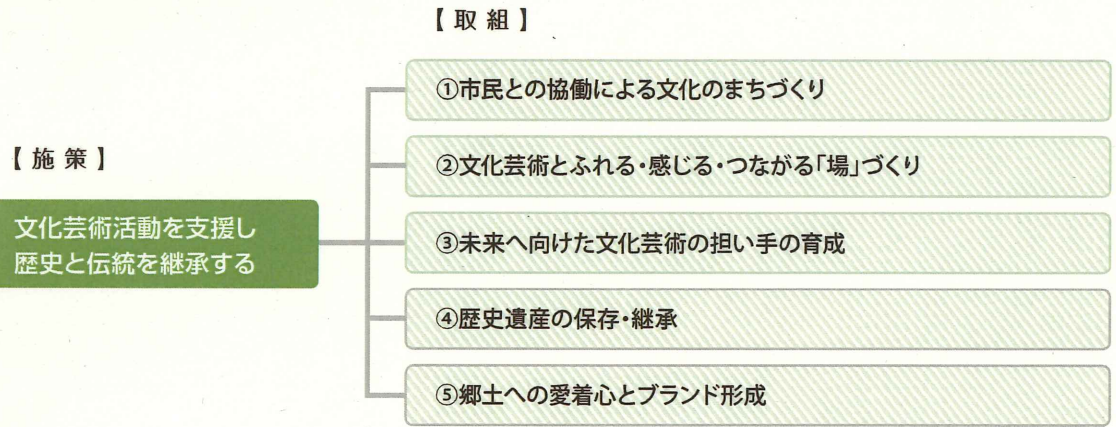
施策の必要性

文化芸術の振興は、まちを活性化させ、コミュニティを育み、魅力的なまちづくりにも役立つことから、積極的に取組を推進し、心豊かな生活及び活力ある社会の実現をめざします。特に、市美術展をはじめとする芸術・文化・歴史関連団体の協力による各種文化活動や舞台芸術の提供、伝統芸能の継承、文化財の保護・継承に関する施策は、市民生活に豊かさをもたらすものであり、より一層推進する必要があります。

施策の方向性

文化振興ビジョンに基づき、市民の主体的な文化活動や交流を支援するとともに、子どもたちへの多様なアプローチを進めるなど、新しい担い手の発掘と育成を図ります。また、歴史遺産の保存と活用を推進し、拠点施設の機能充実を図り、市民の郷土愛を育むことで、歴史文化遺産を発展的に継承します。

施策を実現するための取組の体系



分野別計画等

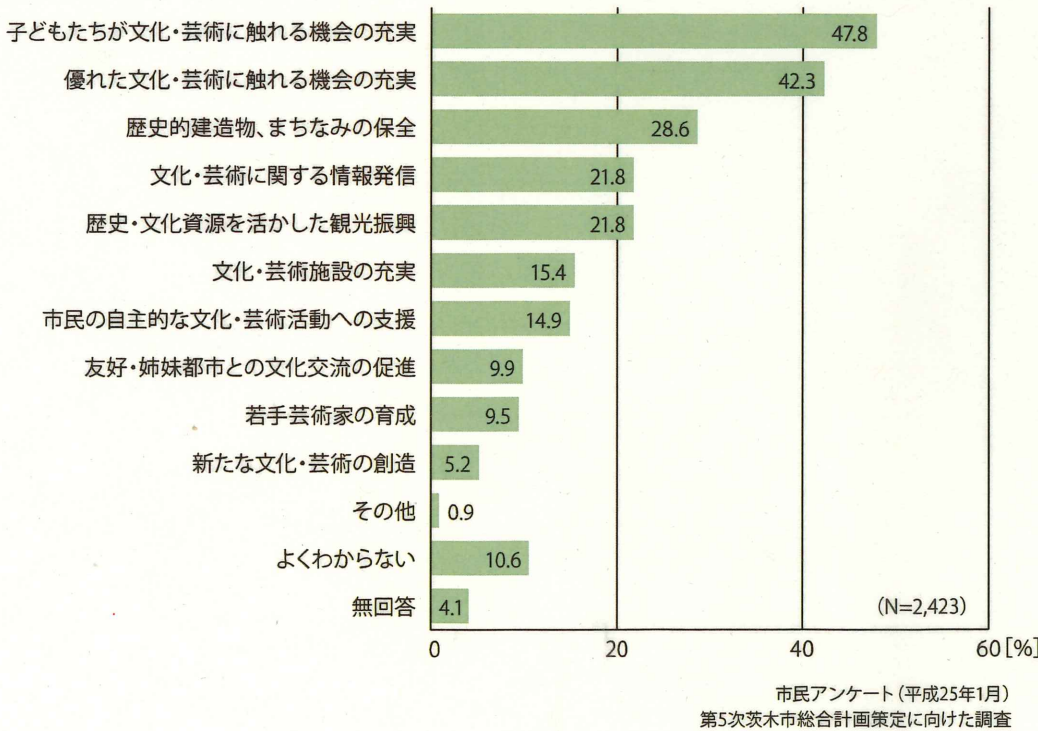
《文化振興ビジョン》

文化振興を推進するにあたって、茨木市がめざす文化振興の方向性を明らかにし、全市的な取組として市民文化の向上を図る指針となる計画

関連する施策と連携の内容

| 関 連 す る 施 策                   | 連 携 の 内 容                                             |
|-------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 1-3 障害者への支援を推進する              | 障害者の文化活動の充実を図ります。                                     |
| 2-3 「生きる力」を育む教育を推進する          | 子どもたちが文化・芸術にふれる機会を創出します。                              |
| 3-4 観光資源の活用と創出で魅力あるまちづくりをすすめる | 文化を活用した観光振興を推進します。                                    |
| 5-2 時代の変化を見通した新しい産業をつくり、そだてる  | アートをいかしたビジネスを支援します。                                   |
| 5-5 良好で住みよい環境・景観づくりをすすめる      | まちなみ・景観づくりを推進します。                                     |
| 7-1 まちの魅力を市内外に発信する            | 文化芸術や歴史遺産をいかしたシティプロモーションを行います。                        |
| 7-7 多様な主体による協働のまちづくりを推進する     | 事業者や団体、大学、観光協会等と、イベント等さまざまな連携を行うことにより、文化のまちづくりを推進します。 |

■最も重要だと思う文化・芸術に関する取組（複数回答）



取組の目標及び各主体が行うこと

| 取組                       | 現状と課題及び目標                                                                                                                                                | 各主体が行うこと                                                                                                                                                                     |
|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①市民との協働による文化のまちづくり       | 《現状と課題》                                                                                                                                                  | 《市》                                                                                                                                                                          |
|                          | 市民による主体的な文化芸術の創造及び文化芸術活動の育成・支援に関する事業を推進することにより、地域の文化芸術の振興を図っていますが、市民と芸術家・文化芸術団体をつなぎ、芸術への理解を促し、情報を発信する役割を果たす人材が不足しています。                                   | 文化芸術事業において市民との協働を推進していくとともに、市民が自発的に取り組む文化芸術活動を積極的にサポートし、市民一人ひとりの多様性・自主性を尊重しながら、市民と文化芸術をつなぎ、文化芸術における協働推進の核となる人材の育成を図ります。<br>また、文化芸術団体の間で交流できる機会を設けるなど、団体間で連携協力できる関係づくりを促進します。 |
|                          | 《目標》                                                                                                                                                     | 《市民》                                                                                                                                                                         |
|                          | 市民の多様性、自主性を尊重することによる市民との協働や文化振興財団、文化芸術団体、大学等との連携により、文化芸術活動が活性化しています。                                                                                     | 自ら積極的に多様な文化芸術活動を行うとともに、文化芸術にふれる機会を増やします。                                                                                                                                     |
| ②文化芸術とふれる・感じる・つながる「場」づくり | 《現状と課題》                                                                                                                                                  | 《市》                                                                                                                                                                          |
|                          | 市内には文化芸術活動を行うことができる「場」として、文化施設等が数多くあり、音楽活動や美術作品の創作活動など、市民の活発な文化芸術活動を支えています。さらなる文化振興のためには、鑑賞や発表機会の充実のため、施設整備を行い、鑑賞や実践の機会を設ける必要があります。                      | 市民、文化団体等が、身近な場所で文化芸術にふれることができる環境を整備します。市民、文化芸術団体等と協働し、すべての市民が「いつでも・どこでも・だれでも」文化芸術とふれる・感じる・つながる「場」づくりを積極的に進めていきます。                                                            |
|                          | 《目標》                                                                                                                                                     | 《市民》                                                                                                                                                                         |
|                          | さまざまな場所で文化と身近にふれることのできる環境を整備し、市民が文化芸術を鑑賞、実践する機会が充実しています。<br>また、高齢者や子育て世代、若者、障害者、外国人など、それぞれの文化芸術ニーズに応える事業を行うことにより、市民誰もが、気軽に文化芸術とふれる・感じる・つながる環境が整っています。    | 積極的に情報を入手し、文化芸術にふれる機会を増やします。                                                                                                                                                 |
| ③未来へ向けた文化芸術の担い手の育成       | 《現状と課題》                                                                                                                                                  | 《市》                                                                                                                                                                          |
|                          | 市民自らがさまざまな文化芸術活動に取り組んでおり、定期的な公演や大会などに参加しています。また、高い水準の文化芸術活動を行っている団体もあります。<br>盛んな市民の文化芸術活動が今後も続いていくよう、次世代の文化芸術の担い手を育成する必要があります。                           | 文化芸術活動の発展継承のためには、若い世代が活動に参加しやすい環境が必要であるため、広く啓発に努めるとともに、学校などの教育現場においても、文化芸術活動の充実に取り組んでいきます。<br>また、未来に向かって文化の芽を育んでいくために、文化芸術の担い手を育成し、優れた芸術家を輩出することをめざします。                      |
|                          | 《目標》                                                                                                                                                     | 《市民》                                                                                                                                                                         |
|                          | 文化芸術の教育現場による活用や、若手芸術家の育成などにより、次の世代が、未来に向かって育っています。                                                                                                       | 多様な文化芸術や文化財にふれるとともに、和太鼓や盆踊りなどの伝統文化を体験することにより、文化芸術をより身近なものとしします。                                                                                                              |
| ④歴史遺産の保存・継承              | 《現状と課題》                                                                                                                                                  | 《市》                                                                                                                                                                          |
|                          | 文化財の拠点施設では、さまざまな取組により入館者が増加しています。一方で、歴史遺産の認知度が低く、市が収蔵しているもの以外の史料の保存環境は悪化する傾向にあります。それらの保存に努めるとともに、積極的な文化財情報の収集、発信など、文化財への関心を高める取組を行う必要があります。              | 歴史遺産の保存と活用を推進し、情報収集と発信に努めます。また、保存環境の整備を進め、キリシタン遺物史料館など拠点施設の機能充実を図るとともに、貴重な文化財の市への移管を働きかけます。                                                                                  |
|                          | 《目標》                                                                                                                                                     | 《市民》                                                                                                                                                                         |
|                          | 多くの市民がキリシタン遺物や銅鐸鑄型など、本市の貴重な歴史遺産や文化財に親しむ機会が充実しています。                                                                                                       | 日々の暮らしの身近にある歴史遺産に関心を持ち、文化財への知識を深め、保存・継承に協力します。                                                                                                                               |
| ⑤郷土への愛着心とブランド形成          | 《現状と課題》                                                                                                                                                  | 《市》                                                                                                                                                                          |
|                          | 多様な茨木の文化資源を保存継承していますが、市民に十分に認知されていない点や、それらの文化資源が活用されていない現状があります。                                                                                         | 多様な茨木市の文化的な特性をいかした魅力的な取組や、情報発信を行うことにより、文化のまちとしてのブランド形成に取り組めます。                                                                                                               |
|                          | 《目標》                                                                                                                                                     | 《市民》                                                                                                                                                                         |
|                          | “茨木市らしさ”を形成する大切な文化資源を今後も大切に保存・継承することで、“茨木らしさ”を大切に作る気持ちや茨木市に対する愛着が育まれています。<br>また、多くの市民が文化のまちとしての誇りを持てるブランドが形成されており、市内外に情報が発信されています。                       | 一人ひとりが文化のまちの広報員となり、先人から引き継いできた、茨木の文化資源について情報発信します。                                                                                                                           |
| ⑥文化芸術の魅力の発信              | 《現状と課題》                                                                                                                                                  | 《市》                                                                                                                                                                          |
|                          | 文化芸術の魅力は市民だけにとどまらず、市外の方にも伝えることで誘客が期待されることから、市の文化芸術を活用し、市内外の人々が交流できる魅力的で新たな事業を企画・実施することで、さらなる賑わいを生み出します。<br>また、文化芸術団体は、鑑賞や実践の場において、茨木の文化資源について広く情報発信をします。 | 文化芸術の魅力を市民だけにとどまらず、市外の方にも伝えることで誘客が期待されることから、市の文化芸術を活用し、市内外の人々が交流できる魅力的で新たな事業を企画・実施することで、さらなる賑わいを生み出します。<br>また、文化芸術団体は、鑑賞や実践の場において、茨木の文化資源について広く情報発信をします。                     |

基本計画

4 施策別計画／第3章

取組の目標及び各主体が行うこと

| 取組                 | 現状と課題及び目標                                                                                                                                                | 各主体が行うこと                                                                                                                                                 |
|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ③未来へ向けた文化芸術の担い手の育成 | 《現状と課題》                                                                                                                                                  | 《市》                                                                                                                                                      |
|                    | 市民自らがさまざまな文化芸術活動に取り組んでおり、定期的な公演や大会などに参加しています。また、高い水準の文化芸術活動を行っている団体もあります。<br>盛んな市民の文化芸術活動が今後も続いていくよう、次世代の文化芸術の担い手を育成する必要があります。                           | 文化芸術活動の発展継承のためには、若い世代が活動に参加しやすい環境が必要であるため、広く啓発に努めるとともに、学校などの教育現場においても、文化芸術活動の充実に取り組んでいきます。<br>また、未来に向かって文化の芽を育んでいくために、文化芸術の担い手を育成し、優れた芸術家を輩出することをめざします。  |
|                    | 《目標》                                                                                                                                                     | 《市民》                                                                                                                                                     |
|                    | 文化芸術の教育現場による活用や、若手芸術家の育成などにより、次の世代が、未来に向かって育っています。                                                                                                       | 多様な文化芸術や文化財にふれるとともに、和太鼓や盆踊りなどの伝統文化を体験することにより、文化芸術をより身近なものとしします。                                                                                          |
| ④歴史遺産の保存・継承        | 《現状と課題》                                                                                                                                                  | 《市》                                                                                                                                                      |
|                    | 文化財の拠点施設では、さまざまな取組により入館者が増加しています。一方で、歴史遺産の認知度が低く、市が収蔵しているもの以外の史料の保存環境は悪化する傾向にあります。それらの保存に努めるとともに、積極的な文化財情報の収集、発信など、文化財への関心を高める取組を行う必要があります。              | 歴史遺産の保存と活用を推進し、情報収集と発信に努めます。また、保存環境の整備を進め、キリシタン遺物史料館など拠点施設の機能充実を図るとともに、貴重な文化財の市への移管を働きかけます。                                                              |
|                    | 《目標》                                                                                                                                                     | 《市民》                                                                                                                                                     |
|                    | 多くの市民がキリシタン遺物や銅鐸鑄型など、本市の貴重な歴史遺産や文化財に親しむ機会が充実しています。                                                                                                       | 日々の暮らしの身近にある歴史遺産に関心を持ち、文化財への知識を深め、保存・継承に協力します。                                                                                                           |
| ⑤郷土への愛着心とブランド形成    | 《現状と課題》                                                                                                                                                  | 《市》                                                                                                                                                      |
|                    | 多様な茨木の文化資源を保存継承していますが、市民に十分に認知されていない点や、それらの文化資源が活用されていない現状があります。                                                                                         | 多様な茨木市の文化的な特性をいかした魅力的な取組や、情報発信を行うことにより、文化のまちとしてのブランド形成に取り組めます。                                                                                           |
|                    | 《目標》                                                                                                                                                     | 《市民》                                                                                                                                                     |
|                    | “茨木市らしさ”を形成する大切な文化資源を今後も大切に保存・継承することで、“茨木らしさ”を大切に作る気持ちや茨木市に対する愛着が育まれています。<br>また、多くの市民が文化のまちとしての誇りを持てるブランドが形成されており、市内外に情報が発信されています。                       | 一人ひとりが文化のまちの広報員となり、先人から引き継いできた、茨木の文化資源について情報発信します。                                                                                                       |
| ⑥文化芸術の魅力の発信        | 《現状と課題》                                                                                                                                                  | 《市》                                                                                                                                                      |
|                    | 文化芸術の魅力は市民だけにとどまらず、市外の方にも伝えることで誘客が期待されることから、市の文化芸術を活用し、市内外の人々が交流できる魅力的で新たな事業を企画・実施することで、さらなる賑わいを生み出します。<br>また、文化芸術団体は、鑑賞や実践の場において、茨木の文化資源について広く情報発信をします。 | 文化芸術の魅力を市民だけにとどまらず、市外の方にも伝えることで誘客が期待されることから、市の文化芸術を活用し、市内外の人々が交流できる魅力的で新たな事業を企画・実施することで、さらなる賑わいを生み出します。<br>また、文化芸術団体は、鑑賞や実践の場において、茨木の文化資源について広く情報発信をします。 |

## 文化芸術振興基本法の一部を改正する法律概要

### 第一 趣旨

- 文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲に取り込むこと
- 文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用すること

### 第二 改正の概要

#### 1. 題名等

法律の題名を「文化芸術基本法」に改めるとともに、前文及び目的について所要の整理を行う。

#### 2. 総則

基本理念を改めるとともに、文化芸術団体の役割、関係者相互の連携及び協働並びに税制上の措置を規定する。

〈基本理念の改正内容〉

①「年齢、障害の有無又は経済的な状況」にかかわらず等しく文化芸術の鑑賞等ができる環境の整備、②我が国及び「世界」において文化芸術活動が活発に行われる環境を醸成、③児童生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性、④観光、まちづくり、国際交流などの各関連分野における施策との有機的な連携

#### 3. 文化芸術推進基本計画等

政府が定める「文化芸術推進基本計画」、地方公共団体が定める「地方文化芸術推進基本計画」（努力義務）について規定する。

#### 4. 基本的施策

- 芸術、メディア芸術、伝統芸能、芸能の振興について、伝統芸能の例示に「組踊」を追加するとともに、必要な施策の例示に「物品の保存」、「展示」、「知識及び技能の継承」、「芸術祭の開催」などへの支援を追加。
- 生活文化の例示に「食文化」を追加するとともに、生活文化の振興を図る。
- 各地域の文化芸術の振興を通じた地域の振興を図ることとし、必要な施策の例示に「芸術祭への支援」を追加。
- 国際的な交流等の推進に関する必要な施策の例示に「海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援」及び「文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣」を追加。
- 芸術家等の養成及び確保に関する必要な施策の例示に国内外における「教育訓練等の人材育成への支援」を追加。

など

#### 5. 文化芸術の推進に係る体制の整備

政府の文化芸術推進会議、地方公共団体の文化芸術推進会議等について規定する。

### 第三 その他

文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方等を含め検討を加え、必要な措置を講ずる。

(平成29年6月23日公布・施行)

## 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律イメージ

### 法案の背景・目的(1条)

文化芸術は、これを創造・享受する者の障害の有無にかかわらず、心の豊かさや相互理解をもたらす

### 文化芸術基本法・障害者基本法の基本的な理念

障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進

→ 障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進

### 基本理念(3条)

- 障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞・参加・創造することができるよう、障害者による文化芸術活動を幅広く促進
- 専門的な教育に基づかずに人々が本来有する創造性が発揮された作品が高い評価を受け、その中心が障害者の作品であること等を踏まえ、障害者による芸術上価値が高い作品等の創造への支援を強化
- 障害者による文化芸術活動に係る地域での作品等の発表、交流等を促進し、心豊かで住みよい地域社会の実現に寄与
- 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策については、次のことが行われなければならない
  - ・ 障害者による文化芸術活動に特化した措置を実施
  - ・ 文化芸術の振興に関する一般的な措置の実施における特別の配慮

### 基本的施策

- |                                               |                                                                       |
|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| ① 文化芸術の鑑賞の機会の拡大(9条)                           | ⑥ 芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援(14条)                                           |
| ・ 字幕、音声ガイド、手話等での説明の提供促進                       | ・ 企画、対価の授受等に関する事業者との連絡調整を支援する体制の整備 など                                 |
| ・ 施設のバリアフリー化等の障害の特性に応じた鑑賞しやすい環境の整備促進 など       |                                                                       |
| ② 文化芸術の創造の機会の拡大(10条)                          | ⑦ 文化芸術活動を通じた交流の促進(15条)                                                |
| ・ 社会福祉施設、学校等で必要な支援を受けつつ文化芸術を創造することができる環境整備 など | ・ 小学校等を訪問して行う障害者の文化芸術活動の支援                                            |
|                                               | ・ 特別支援学校と他学校の相互交流の場の提供                                                |
|                                               | ・ 国際的な催しへの参加促進 など                                                     |
| ③ 文化芸術の作品等の発表の機会の確保(11条)                      | ⑧ 相談体制の整備等(16条)                                                       |
| ・ 公共施設における発表のための催しの開催推進                       | ・ 文化芸術活動について障害者、その家族等からの相談に応じる地域ごとの身近な体制の整備 など                        |
| ・ 芸術上価値が高い作品等の海外発信 など                         |                                                                       |
| ④ 芸術上価値が高い作品等の評価等(12条)                        | ⑨ 人材の育成等(17条)                                                         |
| ・ 作品等の発掘・専門的な評価を行う環境の整備                       | ・ ①の説明・環境整備、②の支援、④の評価、⑧の相談等に関わる人材の育成・確保のための研修、大学等における当該育成に資する教育の推進 など |
| ・ 保存場所の確保 など                                  |                                                                       |
| ⑤ 権利保護の推進(13条)                                | ⑩ 情報の収集等(18条)                                                         |
| ・ 著作権等の制度に関する普及啓発                             | ・ 国内外の取組に関する情報収集・整理・提供 など                                             |
| ・ 著作権保護等に関するガイドラインの公表                         |                                                                       |
| ・ 契約締結時の障害者への支援の充実 など                         | ⑪ 関係者(国・地方公共団体、関係団体、大学、産業界等)の連携協力(19条)                                |

※ ⑩を除き、地方公共団体も国と同様に施策を講ずる。

文部科学大臣・厚生労働大臣が定める基本計画で具体化(7条)、地方公共団体は計画策定の努力義務(8条)

【推進体制】 文化庁、厚生労働省、経済産業省等の関係行政機関の職員による「障害者文化芸術活動推進会議」を設置 → 連絡調整に際して意見を聴く学識経験者の会議を設置

【財政措置等】 政府に対し、施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置の実施を義務付け(6条)

## 法改正等と前期基本計画における対応箇所

## (1) 平成 29 年 6 月 文化芸術振興基本法の一部を改正する法律

〈基本理念の改正内容〉

- 「年齢、障害の有無又は経済的な状況」にかかわらず等しく文化芸術の鑑賞等ができる環境の整備  
⇒93 頁「取組②《目標》(A)」が対応
- 児童生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性  
⇒92 頁「関連する施策 2-3 (B1)」および 94 頁「取組③《目標》(B2)」が対応
- 観光、まちづくり、国際交流などの各関連分野における施策との有機的な連携  
⇒92 頁「関連する施策 3-4 (C1)」 「関連する施策 7-7 (C2)」が対応
- 我が国及び「世界」において文化芸術活動が活発に行われる環境を醸成

## (2) 平成 30 年 6 月 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

〈基本理念〉

- 障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞・参加・創造することができるよう、障害者による文化芸術活動を幅広く促進
- 専門的な教育に基づかずに人々が本来有する創造性が発揮された作品が高い評価を受け、その中心が障害者の作品であること等を踏まえ、障害者による芸術上価値が高い作品等の創造への支援を強化
- 障害者による文化芸術活動に係る地域での作品等の発表、交流等を促進し、心豊かで住みよい地域社会の実現に寄与
- 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策については、次のことが行われなければならない
  - 障害者による文化芸術活動に特化した措置を実施
  - 文化芸術の振興に関する一般的な措置の実施における特別の配慮

⇒92 頁「関連する施策 1-3 (D)」および 93 頁「取組②《目標》(A)」が対応

施策3 文化芸術活動を支援し歴史と伝統を継承する

第3章：みんなの“楽しい”が見つかる文化のまち

施策概要

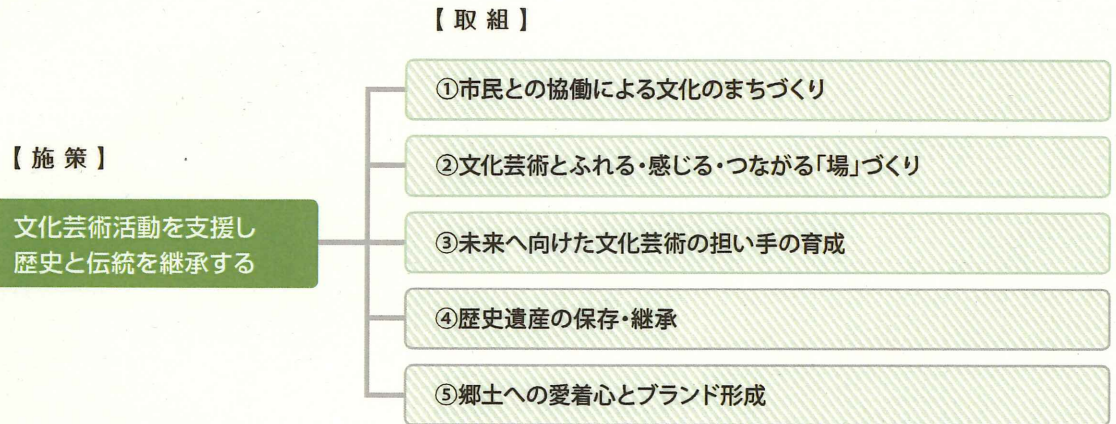
施策の必要性

文化芸術の振興は、まちを活性化させ、コミュニティを育み、魅力的なまちづくりにも役立つことから、積極的に取組を推進し、心豊かな生活及び活力ある社会の実現をめざします。特に、市美術展をはじめとする芸術・文化・歴史関連団体の協力による各種文化活動や舞台芸術の提供、伝統芸能の継承、文化財の保護・継承に関する施策は、市民生活に豊かさをもたらすものであり、より一層推進する必要があります。

施策の方向性

文化振興ビジョンに基づき、市民の主体的な文化活動や交流を支援するとともに、子どもたちへの多様なアプローチを進めるなど、新しい担い手の発掘と育成を図ります。また、歴史遺産の保存と活用を推進し、拠点施設の機能充実を図り、市民の郷土愛を育むことで、歴史文化遺産を発展的に継承します。

施策を実現するための取組の体系



分野別計画等

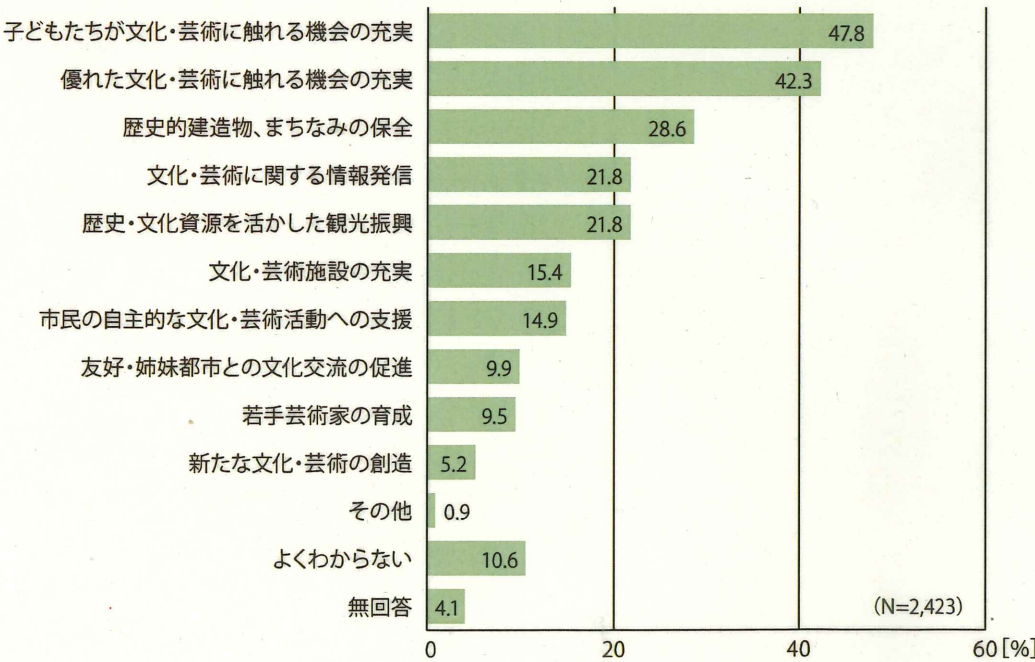
《文化振興ビジョン》

文化振興を推進するにあたって、茨木市がめざす文化振興の方向性を明らかにし、全市的な取組として市民文化の向上を図る指針となる計画

関連する施策と連携の内容

| 関 連 す る 施 策                   | 連 携 の 内 容                                                 |
|-------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 1-3 障害者への支援を推進する              | 障害者の文化活動の充実を図ります。(b)                                      |
| 2-3 「生きる力」を育む教育を推進する          | 子どもたちが文化・芸術にふれる機会を創出します。(B1)                              |
| 3-4 観光資源の活用と創出で魅力あるまちづくりをすすめる | 文化を活用した観光振興を推進します。(C1)                                    |
| 5-2 時代の変化を見通した新しい産業をつくり、そだてる  | アートをいかしたビジネスを支援します。                                       |
| 5-5 良好で住みよい環境・景観づくりをすすめる      | まちなみ・景観づくりを推進します。                                         |
| 7-1 まちの魅力を市内外に発信する            | 文化芸術や歴史遺産をいかしたシティプロモーションを行います。                            |
| 7-7 多様な主体による協働のまちづくりを推進する     | 事業者や団体、大学、観光協会等と、イベント等さまざまな連携を行うことにより、文化のまちづくりを推進します。(c2) |

■最も重要だと思う文化・芸術に関する取組（複数回答）



市民アンケート（平成25年1月）  
第5次茨木市総合計画策定に向けた調査

取組の目標及び各主体が行うこと

| 取組                        | 現状と課題及び目標                                                                                                                                                         | 各主体が行うこと                                                                                                                                                                     |
|---------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 市民との協働による文化のまちづくり       | 《 現状と課題 》                                                                                                                                                         | 《 市 》                                                                                                                                                                        |
|                           | 市民による主体的な文化芸術の創造及び文化芸術活動の育成・支援に関する事業を推進することにより、地域の文化芸術の振興を図っていますが、市民と芸術家・文化芸術団体をつなぎ、芸術への理解を促し、情報を発信する役割を果たす人材が不足しています。                                            | 文化芸術事業において市民との協働を推進していくとともに、市民が自発的に取り組む文化芸術活動を積極的にサポートし、市民一人ひとりの多様性・自主性を尊重しながら、市民と文化芸術をつなぎ、文化芸術における協働推進の核となる人材の育成を図ります。<br>また、文化芸術団体の間で交流できる機会を設けるなど、団体間で連携協力できる関係づくりを促進します。 |
|                           | 《 目標 》                                                                                                                                                            | 《 市民 》                                                                                                                                                                       |
|                           | 市民の多様性、自主性を尊重することによる市民との協働や文化振興財団、文化芸術団体、大学等との連携により、文化芸術活動が活性化しています。                                                                                              | 自ら積極的に多様な文化芸術活動を行うとともに、文化芸術にふれる機会を増やします。                                                                                                                                     |
| ② 文化芸術とふれる・感じる・つながる「場」づくり | 《 現状と課題 》                                                                                                                                                         | 《 市 》                                                                                                                                                                        |
|                           | 市内には文化芸術活動を行うことができる「場」として、文化施設等が数多くあり、音楽活動や美術作品の創作活動など、市民の活発な文化芸術活動を支えています。さらなる文化振興のためには、鑑賞や発表機会の充実のため、施設整備を行い、鑑賞や実践の機会を設ける必要があります。                               | 市民、文化団体等が、身近な場所で文化芸術にふれることができる環境を整備します。市民、文化芸術団体等と協働し、すべての市民が「いつでも・どこでも・だれでも」文化芸術とふれる・感じる・つながる「場」づくりを積極的に進めていきます。                                                            |
|                           | 《 目標 》                                                                                                                                                            | 《 市民 》                                                                                                                                                                       |
|                           | さまざまな場所で文化と身近にふれることのできる環境を整備し、市民が文化芸術を鑑賞、実践する機会が充実しています。<br>また、 <u>高齢者や子育て世代、若者、障害者、外国人など、それぞれの文化芸術ニーズに応える事業を行うことにより、市民誰もが、気軽に文化芸術とふれる・感じる・つながる環境が整っています。</u> （A） | 積極的に情報を入手し、文化芸術にふれる機会を増やします。                                                                                                                                                 |
| ③ 未来へ向けた文化芸術の担い手の育成       | 《 現状と課題 》                                                                                                                                                         | 《 市 》                                                                                                                                                                        |
|                           | 市民自らがさまざまな文化芸術活動に取り組んでおり、定期的な公演や大会などに参加しています。また、高い水準の文化芸術活動を行っている団体もあります。<br>盛んな市民の文化芸術活動が今後も続いていくよう、次世代の文化芸術の担い手を育成する必要があります。                                    | 文化芸術活動の発展継承のためには、若い世代が活動に参加しやすい環境が必要であるため、広く啓発に努めるとともに、学校などの教育現場においても、文化芸術活動の充実に取り組んでいきます。<br>また、未来に向かって文化の芽を育んでいくために、文化芸術の担い手を育成し、優れた芸術家を輩出することをめざします。                      |
|                           | 《 目標 》                                                                                                                                                            | 《 市民 》                                                                                                                                                                       |
|                           | <u>文化芸術の教育現場による活用や、若手芸術家の育成などにより、次の世代が、未来に向かって育っています。</u> （B2）                                                                                                    | 多様な文化芸術や文化財にふれるとともに、和太鼓や盆踊りなどの伝統文化を体験することにより、文化芸術をより身近なものとしします。                                                                                                              |
| ④ 歴史遺産の保存・継承              | 《 現状と課題 》                                                                                                                                                         | 《 市 》                                                                                                                                                                        |
|                           | 文化財の拠点施設では、さまざまな取組により入館者が増加しています。一方で、歴史遺産の認知度が低く、市が収蔵しているもの以外の史料の保存環境は悪化する傾向にあります。それらの保存に努めるとともに、積極的な文化財情報の収集、発信など、文化財への関心を高める取組を行う必要があります。                       | 歴史遺産の保存と活用を推進し、情報収集と発信に努めます。また、保存環境の整備を進め、キリシタン遺物史料館など拠点施設の機能充実を図るとともに、貴重な文化財の市への移管を働きかけます。<br><i>文化財資料館や</i>                                                                |
|                           | 《 目標 》                                                                                                                                                            | 《 市民 》                                                                                                                                                                       |
|                           | 多くの市民がキリシタン遺物や銅鐸鑄型など、本市の貴重な歴史遺産や文化財に親しむ機会が充実しています。                                                                                                                | 日々の暮らしの身近にある歴史遺産に関心をもち、文化財への知識を深め、保存・継承に協力します。                                                                                                                               |
| ⑤ 郷土への愛着心とブランド形成          | 《 現状と課題 》                                                                                                                                                         | 《 市 》                                                                                                                                                                        |
|                           | 多様な茨木の文化資源を保存継承していますが、市民に十分に認知されていない点や、それらの文化資源が活用されていない現状があります。                                                                                                  | 多様な茨木市の文化的な特性をいかした魅力的な取組や、情報発信を行うことにより、文化のまちとしてのブランド形成に取り組みます。                                                                                                               |
|                           | 《 目標 》                                                                                                                                                            | 《 市民 》                                                                                                                                                                       |
|                           | “茨木市らしさ”を形成する大切な文化資源を今後も大切に保存・継承することで、“茨木らしさ”を大切にする気持ちや茨木市に対する愛着が育まれています。<br>また、多くの市民が文化のまちとしての誇りを持てるブランドが形成されており、市内外に情報が発信されています。                                | 一人ひとりが文化のまちの広報員となり、先人から引き継いできた、茨木の文化資源について情報発信します。                                                                                                                           |
| ⑥ 文化芸術の魅力の発信              | 《 現状と課題 》                                                                                                                                                         | 《 市 》                                                                                                                                                                        |
|                           | 文化芸術の魅力は市民だけにとどまらず、市外の方にも伝えることで誘客が期待されることから、市の文化芸術を活用し、市内外の人々が交流できる魅力的で新たな事業を企画・実施することで、さらなる賑わいを生み出します。<br>また、文化芸術団体は、鑑賞や実践の場において、茨木の文化資源について広く情報発信をします。          | 文化芸術の魅力は市民だけにとどまらず、市外の方にも伝えることで誘客が期待されることから、市の文化芸術を活用し、市内外の人々が交流できる魅力的で新たな事業を企画・実施することで、さらなる賑わいを生み出します。<br>また、文化芸術団体は、鑑賞や実践の場において、茨木の文化資源について広く情報発信をします。                     |

基本計画

4 施策別計画／第3章

取組の目標及び各主体が行うこと

| 取組                  | 現状と課題及び目標                                                                                                                                                | 各主体が行うこと                                                                                                                                                 |
|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ③ 未来へ向けた文化芸術の担い手の育成 | 《 現状と課題 》                                                                                                                                                | 《 市 》                                                                                                                                                    |
|                     | 市民自らがさまざまな文化芸術活動に取り組んでおり、定期的な公演や大会などに参加しています。また、高い水準の文化芸術活動を行っている団体もあります。<br>盛んな市民の文化芸術活動が今後も続いていくよう、次世代の文化芸術の担い手を育成する必要があります。                           | 文化芸術活動の発展継承のためには、若い世代が活動に参加しやすい環境が必要であるため、広く啓発に努めるとともに、学校などの教育現場においても、文化芸術活動の充実に取り組んでいきます。<br>また、未来に向かって文化の芽を育んでいくために、文化芸術の担い手を育成し、優れた芸術家を輩出することをめざします。  |
|                     | 《 目標 》                                                                                                                                                   | 《 市民 》                                                                                                                                                   |
|                     | <u>文化芸術の教育現場による活用や、若手芸術家の育成などにより、次の世代が、未来に向かって育っています。</u> （B2）                                                                                           | 多様な文化芸術や文化財にふれるとともに、和太鼓や盆踊りなどの伝統文化を体験することにより、文化芸術をより身近なものとしします。                                                                                          |
| ④ 歴史遺産の保存・継承        | 《 現状と課題 》                                                                                                                                                | 《 市 》                                                                                                                                                    |
|                     | 文化財の拠点施設では、さまざまな取組により入館者が増加しています。一方で、歴史遺産の認知度が低く、市が収蔵しているもの以外の史料の保存環境は悪化する傾向にあります。それらの保存に努めるとともに、積極的な文化財情報の収集、発信など、文化財への関心を高める取組を行う必要があります。              | 歴史遺産の保存と活用を推進し、情報収集と発信に努めます。また、保存環境の整備を進め、キリシタン遺物史料館など拠点施設の機能充実を図るとともに、貴重な文化財の市への移管を働きかけます。<br><i>文化財資料館や</i>                                            |
|                     | 《 目標 》                                                                                                                                                   | 《 市民 》                                                                                                                                                   |
|                     | 多くの市民がキリシタン遺物や銅鐸鑄型など、本市の貴重な歴史遺産や文化財に親しむ機会が充実しています。                                                                                                       | 日々の暮らしの身近にある歴史遺産に関心をもち、文化財への知識を深め、保存・継承に協力します。                                                                                                           |
| ⑤ 郷土への愛着心とブランド形成    | 《 現状と課題 》                                                                                                                                                | 《 市 》                                                                                                                                                    |
|                     | 多様な茨木の文化資源を保存継承していますが、市民に十分に認知されていない点や、それらの文化資源が活用されていない現状があります。                                                                                         | 多様な茨木市の文化的な特性をいかした魅力的な取組や、情報発信を行うことにより、文化のまちとしてのブランド形成に取り組みます。                                                                                           |
|                     | 《 目標 》                                                                                                                                                   | 《 市民 》                                                                                                                                                   |
|                     | “茨木市らしさ”を形成する大切な文化資源を今後も大切に保存・継承することで、“茨木らしさ”を大切にする気持ちや茨木市に対する愛着が育まれています。<br>また、多くの市民が文化のまちとしての誇りを持てるブランドが形成されており、市内外に情報が発信されています。                       | 一人ひとりが文化のまちの広報員となり、先人から引き継いできた、茨木の文化資源について情報発信します。                                                                                                       |
| ⑥ 文化芸術の魅力の発信        | 《 現状と課題 》                                                                                                                                                | 《 市 》                                                                                                                                                    |
|                     | 文化芸術の魅力は市民だけにとどまらず、市外の方にも伝えることで誘客が期待されることから、市の文化芸術を活用し、市内外の人々が交流できる魅力的で新たな事業を企画・実施することで、さらなる賑わいを生み出します。<br>また、文化芸術団体は、鑑賞や実践の場において、茨木の文化資源について広く情報発信をします。 | 文化芸術の魅力は市民だけにとどまらず、市外の方にも伝えることで誘客が期待されることから、市の文化芸術を活用し、市内外の人々が交流できる魅力的で新たな事業を企画・実施することで、さらなる賑わいを生み出します。<br>また、文化芸術団体は、鑑賞や実践の場において、茨木の文化資源について広く情報発信をします。 |